

講義名	法学入門		
担当教員	藤井 啓吾 / 八木 雅史		
開講期・曜日・時限	後期 木曜日 1時限	授業形態	講義
履修開始年次	1年生	単位数	2
備考			

主題と概要

社会とは、結局「個人対個人の関係」の集合体として成り立っている。（ただし、この場合の個人には法人（会社や国、地方自治体など）も含まれることを付け加えておく。）したがって、個々の「個人対個人の関係」のすべてが望ましいと考えられる（利害が調整された）状態になればこの社会はすばらしい社会になることである。そのような社会を少しでも近づけるには、個々の「個人対個人の関係」をより良く調整するための道具が必要である。そして国家権力による強制力こそ有意義で非常に強力な道具となりうるのである。その目的を達成するために国家権力の発動をコントロールする社会的なシステムが法律なのである。

そして社会的「人間関係調整」システムとしての法律を学ぶということは、社会生活において発生しうるすべての「個人対個人」の紛争を具体的な『条文』に従って解決する（このことを『法律の適用』という。）方法を見つけるということである。本授業の主題もそのような方法を習得することにある。すなわち抽象的理論的な説明にできるだけ備することなく、具体的な『条文』を示しつつこれを身近な具体的事例に適用するという訓練を授業の一部に取り入れる。かかる実質的な要素をもった本授業を提供することで、法律的に物事を思考する習慣を身につけてもらいたい。今後のビジネスマンに必須の能力である。さらに時宜を得た多くの身近な法律問題に触れることを通じて社会の一員であることの意味とその責任を感してもらうことを主眼としている。

また本授業ははじめ半期における法律関連科目（民法、商法、経済法その他）の互たるテーマは、様々な種類の『取引』（経済、流通を含まない意味。）に関わる場面に限定しての「個人対個人の間」を、法律が、どのような望ましい関係にしようとしているのか、そのためどのように国家権力の発動を（当事者間の状況に応じた具体的な権利や義務を生み出すことによる。）実際にコントロールしているかを理解することである。したがって専門基礎科目と位置づけられる本授業の果たすべき役割としては、今後他の法律関連科目を学ぶ前提として必要不可欠な取引に関わる法律上の基礎的知識の習得を内容とする。

到達目標

(1) 社会における「法的安定性」の意義を学び、社会生活ならびにビジネス活動において不可欠な基礎知識を修得することができるようになる。
(2) 他人との間で生じる様々なトラブルの予防および事後の適切な解決を図る能力を身につけることができるようになる。
(3) 社会として要求されるコンプライアンス精神を身につけることができるようになる。

提出課題

第 部（八木担当）：毎回の授業中に課題を出し、担当教員の指示のもと、その課題を授業中に仕上げたうえでレポートとして授業終了時に提出していただきます。
第 部（藤井担当）：毎回の授業中に課題を出しますので、指示に従って答案と提出してください。

課題（レポートや小テスト等）に対するフィードバック

提出された課題についての解説は、提出後の授業の時間内に担当教員が行ったり、あるいはあらかじめ作成した解答例を次回授業の資料として配布しますので、各自答え合わせをしながら、あらかじめ復習の時間としてもらう方法で行います。

評価の基準

第 部（八木担当）：毎回の授業で、事例問題を内容とする課題を出すので、ワークシートを完成させながら回答し、その提出された各ワークシートを採点した上、その合計点で評価する。
第 部（藤井担当）：自回の授業において提示する課題に対する答案、授業に関する質問などの、内容や提出状況を総合的に評価して行う。

履修にあたっての注意・助言他

本授業は、履修登録者を二つのクラスに編成し、同一の時間帯に別々の教室にて開講する予定である。そして、どちらのクラスも第1回の授業においては、本授業へのスムーズな導入を目的とする内容の授業を提供する。そのうえで2名の担当教員が、第2回授業以降それぞれ別の担当授業を提供し、終了するとともに一つのクラスに移動するという方法で、どちらのクラスも受講生も計画通りのすべての授業内容をクリアすることになる。したがって、シラバスの授業計画における 部、 部の順序は各クラスによって異なることになるので注意すること。
また、本授業は法律を学ぶために不可欠な法的思考方法および基礎知識の習得を内容とするものである。したがって将来民法、商法、経済法等を履修しようとする者は、あらかじめ本授業を履修しておくことが望ましい。
そして本授業の成果は毎回の学習の積み重ねによって初めて得られるものである。よって出席し授業に参加することを重視するので厳禁するように。

履修にあたっての注意・助言他

本授業は、履修登録者を二つのクラスに編成し、同一の時間帯に別々の教室にて開講する予定である。そして、どちらのクラスも第1回の授業においては、本授業へのスムーズな導入を目的とする内容の授業を提供する。そのうえで2名の担当教員が、第2回授業以降それぞれ別の担当授業を提供し、終了するとともに一つのクラスに移動するという方法で、どちらのクラスも受講生も計画通りのすべての授業内容をクリアすることになる。したがって、シラバスの授業計画における 部、 部の順序は各クラスによって異なることになるので注意すること。
また、本授業は法律を学ぶために不可欠な法的思考方法および基礎知識の習得を内容とするものである。したがって将来民法、商法、経済法等を履修しようとする者は、あらかじめ本授業を履修しておくことが望ましい。
そして本授業の成果は毎回の学習の積み重ねによって初めて得られるものである。よって出席し授業に参加することを重視するので厳禁するように。

教科書	.教科書は使用しません。			

プリント資料及び参考文献

配布資料を使って授業を行う。RYUKA Portal上の「講義用配布資料」においてあらかじめデータを公開している場合があるので担当教員の説明をよく聞いて対応すること。

授業計画

初回授業 法学入門メントロダクション

第 部（八木担当）
テーマ：私たちの日常生活と法律の係わりについて
第1回 権利義務の概観、条文
（条文の役割と構造、民法239条・162条などを例に）
第2回 『権利能力平等の原則』
（人が生まれることの法的な意味）
第3回 権利能力の終期
（人が死ぬことの法的な意味）
第4回 事件（出来事）による権利義務の発生・消滅
（事件が起これば人生が変わる？）
第5回 人の意思（「意思表示」）による権利義務の発生・消滅
（「自由主義社会」っていつことば？）
第6回 契約の役割
（「契約社会」といわれる意味は何？）
第7回 判決の具体的な安定性
（一般承継は裁判官の切り札！）

第 部（藤井担当）
テーマ：働くことと家族の法
第1回 アルバイトをする
-労働契約の基礎、アルバイト学生の法的地位
第2回 就職活動、そして内定
-就職活動の法的性質
第3回 正社員として働く、非正社員として働く
-正社員、契約社員および派遣社員の法的地位
第4回 結婚する
-婚姻の成立要件と婚姻成立の法律効果

授業形態（アクティブ・ラーニング）

ア：PBL（課題解決型学習）	イ：反転授業（知識習得の要素を授業外に済ませ、知識確認等の要素を教室で行う授業形態）
ウ：ディスカッション、ディベート	エ：グループワーク
オ：プレゼンテーション	カ：実験、フィールドワーク
キ：その他（A-L型であるけども、以上の項目のいずれにも該当しない場合）	

準備学修（予習・復習等）の具体的な内容及びそれに必要な時間

本授業は、生活者あるいは消費者として、私たちがこの社会で生きていくうえで必要な法的な知識や思考方法に触れることを内容とする授業です。授業は、シラバスの授業計画に沿って進んでいくので、毎回の授業のテーマについて、あらかじめ自分で参考書等を持って来たり、あるいは質問から前編をよく読んでいるような社会問題についての関連意識を広く持つように心がけてください。（予習として2時間が必要）また受講後は、授業で配布されたシジュメや資料を参考にしながら、授業内容を何度も繰り返して法的な思考方法に少しでも慣れるように努力してください。（復習として2時間が必要）

卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連

本授業は、科目区分としては全学基礎科目の専門基礎科目です。本学カリキュラムポリシーによれば、専門基礎科目とは「豊かな社会の実現に貢献できる意欲と能力を持ったビジネスパーソン」となるため、本学の学生が所属する学部・学科を問わず共通して学ぶべき、多様なビジネスに広く関連する基礎的な社会科学分野の科目に当たり、本授業の到達目標がこれに該当します。

双方向授業の実施及びICTの活用に関する記述

実務経験の有無及び活用

備考

当該シラバスは、対面での授業展開を前提とするものであるため、新型コロナウイルス感染症の状況によっては今後シラバスの修正があります。